

## 「賃金のデジタル払い」

～賃金の支払・受取の選択肢が増えます～

梅田総合法律事務所 弁護士 高橋 幸平  
弁護士 石田 真由美

### ▶ POINT

- ① 「賃金のデジタル払い」は、キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するものとして導入されます。
- ② 従業員への賃金の支払方法が増えることで、賃金の支払・受取の利便性が向上することも期待されます。
- ③ 「賃金のデジタル払い」には、従業員の同意を得ることが必要です。

### 1 はじめに

これまで、賃金の支払方法については、現金払いのほか、従業員の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金(貯金)口座への振込み等によることができるとされてきました(労働基準法24条1項、労働基準法施行規則7条の2)。

昨今、キャッシュレス決済の普及が進むなど生活様式が変化するなかで、今般、労働基準法施行規則の一部が改正され<sup>1</sup>、賃金の支払いについて、前記の支払方法に加えて、従業員の同意を得た場合には、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金の支払い(これを本書では「賃金のデジタル払い」といいます。)ができるようになります<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 2022年11月28日公布、2023年4月1日施行予定

<sup>2</sup> 厚生労働省 HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03\\_00028.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03_00028.html)

## 2 賃金のデジタル払いの仕組み

改正労働基準法施行規則7条の2第3号により、企業（使用者）は、従業員（労働者）の同意を得た場合に、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動の方法による賃金の支払いができるようになります。

また、従業員は、賃金の一部を資金移動業者口座で受け取り、残りを銀行口座等で受け取ることも可能です。

今後、令和5年（2023年）4月1日から、資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請を行うことができ、厚生労働省が申請に基づいて審査を行い、以下の①～⑧の全ての要件を満たす場合には当該事業者を指定することになっています<sup>3</sup>（改正労働基準法施行規則7条の2第3号）。

その後、企業における各事業場での労使協定の締結、従業員の同意を得ることが必要になるため、実際の賃金のデジタル払いの運用の開始は、少なくとも令和5年（2023年）4月1日の施行から数か月以上後になる見込みです。

- ① 口座残高上限額を100万円以下に設定又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。
- ② 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。
- ③ 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
- ④ 最後に資金移動があった日から少なくとも10年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること。
- ⑤ 口座への資金移動が1円単位でできるための措置を講じていること。
- ⑥ 現金自動支払機（ATM）を利用すること等により口座への資金移動に係る額（1円単位）の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができるための措置を講じていること。
- ⑦ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
- ⑧ ①から⑦のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

<sup>3</sup> 資金移動業者は、令和5年（2023年）3月15日時点で84社存在しますが（金融庁 HP [https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin\\_idou.pdf](https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf)）、賃金のデジタル払いに対応するには、上記のとおり厚生労働大臣の指定が必要であるため、参入は一定数に留まるのではないかとの見方もされています。

### 3 賃金のデジタル払いのメリット・デメリット

#### (1) 企業側

企業としては、資金移動業者の口座への送金は、銀行口座等への振込み手数料よりも安く、手数料の削減になるのではないかとされています。

もっとも、

- ・会社が複数の資金移動業者のアカウントを持つ必要があるのか
- ・賃金の一部をデジタル払い、残りを銀行口座等への振込みとするような場合に、企業側の負担がむしろ増えることにならないか

という疑問の声もあがっており、今後、デメリットの検証も必要と考えられます。

#### (2) 従業員側

近年、銀行窓口やATMが減少し、キャッシュレス決済への移行が浸透、普及してきていますので、従業員側からしてみると、賃金のデジタル払いにより、特に手続をせず、スマートフォンの操作だけで受け取った賃金をすぐに様々な場所やサービスで使うことができようになるというメリットがあります。

特に、銀行口座の開設をすぐに行うことが難しい外国人労働者や、その都度、勤務先指定の銀行口座の開設を行うことが不便な日雇い労働者、アルバイトなど非正規雇用の労働者にとっても、賃金の支払方法(受取方法)が増えることによる利便性の向上が図られるのではないかと考えられています。また、資金移動業者によっては、資金移動業者の口座を給与口座に指定した場合にポイントを付与するという優遇を受けられる運用にすることも想定できます。

デメリットとしては、ハッキングやセキュリティの保全、スマートフォン紛失時のリスク等が懸念されており、今後も賃金のデジタル払いの仕組みの深化、運用等を慎重に見守る必要があります。

### 4 企業の対応

賃金のデジタル払いを導入するのであれば、企業において、事業場に、従業員の過半数で組織する労働組合がある場合には労働組合、これがない場合には従業員の過半数を代表する者との間で、賃金のデジタル払いの対象となる従業員の範囲や取扱指定資金移動業者<sup>4</sup>の範囲等を記載した労使協定を締結する必要があります。

そして、賃金のデジタル払いを希望する個々の従業員に対し、留意事項等を説明し、制度をよく理解してもらったうえで、同意書<sup>5</sup>を提出してもらいます。この同意書には、資金移動業者名や、口座番号、代替口座情報等を記載してもらうことが想定されています。

賃金のデジタル払いを希望しない従業員に対して、これを強制することはできず、従業員には、

<sup>4</sup> 厚生労働大臣が指定した資金移動業者の中から選択できます。

<sup>5</sup> 厚生労働省HP

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03\\_00028.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03_00028.html))において同意書の雛形が公開されています。

あくまで賃金の受け取り方法の一つとして賃金のデジタル払いを提示し、同意を得なければなりません。厚生労働省において、従業員へ周知する際などに活用できるよう、リーフレットが作成されており<sup>6</sup>、参考になります。

## 5 おわりに

賃金のデジタル払い制度の実際の運用開始は、資金移動業者の指定などの関係で、令和5年(2023年)4月1日より随分先になる見通しであり、どこまで企業や従業員に賃金のデジタル払いのニーズがあるのか、実際の利便性はどうか気になるところです。

今後、動向を見ながら、適宜、必要に応じて情報をお伝えしたいと思います。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

先日、広島県の鞆の浦を訪れました。万葉集に登場し、潮待ちの港として栄えた町で、ジブリ映画「崖の上のポニョ」の舞台ともいわれています。また、坂本龍馬率いる海援隊のいろは丸が沖で紀州藩の軍艦と衝突した折、損害賠償の交渉が行われたことでも知られています。

環境法分野でも、鞆の浦景観訴訟が有名です。県が、交通渋滞緩和のために鞆の浦を埋め立てて橋を架けるべく、国に埋め立ての許可申請をしたのに対し、住民が鞆の浦の景観を守るために許可の差止め訴訟を提起したという事件です。一審の地裁判決では、景観利益の保護の必要性に言及し、鞆の浦の景観が「国民の財産」であるとして、差止めを認め、その後、県は架橋計画を撤回することになりました。

確かに、穏やかな内海に船が浮かぶ姿を海岸の灯台越しに見ると、心が落ち着きました。その場所の歴史や文化に触れることができ、国民の財産というのも納得の風景でした。

坂本龍馬が損害賠償の交渉をしたように、そして、住民の方が景観を守るために立ち上がったように、我々も皆さんの大切なものを守るお手伝いができるよう、日々の弁護士業務に励んでまいります。

(弁護士 岡本志保子)

## 梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目1番5号 関電不動産梅田新道ビル12階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>

<sup>6</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001065931.pdf>